公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３６号
栃木県栃木市都賀町家中1904番地１
債務者　鈴木　一彦
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野民樹子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１４３号
奈良市法蓮町613番地の１
債務者　ヴァン・ルージュこと　高橋　　透
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上﨑　智代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３７３号
大阪府羽曳野市島泉７丁目11番21号、前住所大阪府羽曳野市野々上３丁目３番２号
債務者　テクニカルウォッシュこと　垂水　一信
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７７３号
名古屋市瑞穂区直来町３－１－12　サニーフラッツフクシマ203号、住民票上の住所愛知県尾張旭市白鳳町１丁目95番地
債務者　髙橋　尚寛
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮﨑　真由
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０３号
佐賀県鳥栖市蔵上４丁目109番地　プロスパー六番館103
債務者　大石　靖幸
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　恵巳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
秋田県能代市扇田字道地133番地９
債務者　金谷　麻里
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第３６６号
奈良市六条１丁目15番12―102号
債務者　小枝　大祐
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤誠一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６７号
大阪府南河内郡太子町大字春日19番地の３
債務者　三谷　修司
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
新潟県十日町市本町東１丁目721番地
債務者　佐野　惠一
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片沼　貴志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
新潟県上越市柿崎区柿崎7026番地36
債務者　長ケ部英樹
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白鳥　良一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後４時
５　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２８２号
さいたま市大宮区三橋４丁目373番地５　グランシャリオＣ101
債務者　齋藤　　孝
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
岐阜市雄総柳町１丁目60番地　（Ｃｏｍｆｏｒｔ　Ｗｉｌｌｏｗ　Ｂ－３号室）
債務者　畠山　祐志
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北川　修平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１５３号
岐阜県各務原市須衛８丁目408、住民票上の住所岐阜市高田３丁目２番13号
債務者　モモファッションこと　足立　清美
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１５５号
岐阜市岩地３丁目７番15　技研ポリマービル302、住民票上の住所岐阜市高田３丁目２番13号
債務者　足立　勝司
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３号
岐阜県大垣市楽田町３丁目50番地　Ｌａ　Ｖｉｌｌｅ　305
債務者　濵崎　健二
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大倉　範子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係